



九度山町手話言語条例をここに公布する。

令和3年12月17日

九度山町長

岡本 章

九度山町条例第17号

九度山町手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を普及させ、かつ、地域において手話を使用されやすい環境を整備するための町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにすることにより、ろう者（聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。）とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話の理解及び普及は、手話を必要とする人が手話により意思疎通を図る権利を有しており、その権利を尊重することを基本理念（以下「基本理念」という。）として行われなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、基本理念にのっとり、手話の理解及び普及を図り、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するように努めるものとする。

(施策の推進)

第5条 町長は、次の各号に掲げる施策を総合的にかつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話通訳者等の派遣等手話による意思疎通支援に関すること。
- (3) 手話奉仕員の養成に関すること。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。